

平成26年(ワ)第1133号 福島原発ひろしま損害賠償請求事件

原告 原告番号1 外27名

被告 国 外1名

準備書面3

平成27年11月25日

広島地方裁判所民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 小笠原 正景



同 弁護士 佐藤邦男



第1 被告国の主張に対する認否・反論

被告国の答弁書の「第2 請求原因に対する認否」の中で、被告国が主張する事項について、以下のとおり認否、又は原告らから細く説明をする。

1 第2項（国答弁書1頁乃至3頁）について

(1) (2) イ(ア)a 「第1段落（「被告東電は」以下）について」に関する主張（答弁書2頁）について

ア 第2段落（「第2文…」以下）について

「東京都をはじめ8県」との記載が誤りであることを認め、訴状3頁20行目の該当箇所を、「東京都ほか8県（栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県）」と訂正する。

イ 第3段落（「第3文…」以下）について

福島第一原発1号機ないし4号機が平成24年3月30日、電気事業法9条1項に基づく変更の届出を行い、同条3項に規定する20日が経過し

た後の同年4月19日、電気事業の用に供する電気工作物でなくなったことを認める。

(2) (2) イ(イ)b「(①)について」に関する主張(国答弁書3頁)
について

ア 第3段落(「第3文…」以下)について

平成24年の炉規法改正により「発電用原子炉及び発電用原子炉以外の原子炉を設置しようする者はいずれも原子力規制委員会の許可を受けなければならないとされた」ことを認める。

2 第3項(答弁書4頁乃至9頁)

(1) (1) ウ(ウ)「(2)冷やす」についてに関する主張(国答弁書5頁)について

ア 第1段落(「I C(非常用復水器)…」以下)について

訴状14頁26行目の記載について、I C(非常用復水器)及びR C I C(原子炉隔離時冷却系)がE C C S(非常用炉心冷却系)に分類されないことを認める。

ただし、I CもR C I Cも、主復水器による海水との熱交換による冷却が出来ない場合等の非常事態に作動する非常用機器である。

イ 第2段落(「なお、「I P C I(高圧注水系)…」以下)について

I P C I(高圧注水系)との記載が誤りであることを認め、訴状14頁26行目から同15頁1行目の該当箇所を「H P C I(高圧注水系)」と訂正する。

(2) (3) ア(ア)「(1)『相双地域』について」に関する主張(国答弁書8頁)について

被告国主張のとおり、相双地域に、双葉郡、相馬市及び南相馬市以外に、相馬郡(新地町及び飯館村)も含まれることを認める。

3 第4項(国答弁書9頁乃至16頁)

(1) (1) ア (ア) 「「第1段落（「福島第一原発」以下）及び第2段落（「つまり」以下）について」に関する主張（答弁書10頁）について

ア 被告国が、福島第一原発における津波の到達について、「第2波」（重大事故の直接的要因となったもの）を「平成23年3月11日15時36分頃」としていることについては否認する。

イ 被告東京電力が発表している福島第一原発への津波到達時間は、正確には、「第1波」が「平成23年3月11日15時27分頃」、「第2波」が同日午後3時35分頃である。

ウ ただし、被告東京電力発表による津波到達時間は、「福島第一原発の敷地」への津波到来時間ではなく、「沖合1.5kmに設置された波高計」への津波到達時間である。

国会事故調報告書によると、「波高計が設置されている沖合1.5kmの地点から福島第一原発の敷地までの津波伝播所要時間は、2分程度は要する」旨の記載がある（同報告書213頁脚注148参照）。

よって、福島第一原発敷地への津波到達時間は、より正確には「第1波」が「平成23年3月11日15時29分」であり、「第2波」が「同日午後3時37分」である。

エ 以上より、訴状24頁第2章第1第1項第1段落記載の記述を撤回し、「福島第一原発における1号機から4号機の各原子炉の重大事故は2011年（平成23年）3月11日14時46分に発生した震度6強の大地震のみならず、同日15時37分に同所を襲った津波（第2波）が大きな原因となっている。」に訂正する。

(2) (1) イ 「「2 原子力発電所における電源設備について」に関する主張（国答弁書10頁）について

訴状25頁の図のうち、「交流、6,」及び「電源弁」が誤りであることを認め、それぞれ「交流6900V」及び「電動弁」と訂正する。

(3) (1) ウ(ウ) b 「第3段落（「なお、各原発」以下）について」に関する主張（国答弁書11頁）について

被告国主張のとおり、訴状別紙「各原発の電源と電源盤の状況（詳細）」に誤りがあることを認め、同別紙を撤回し、本準備書面別紙「福島第一原発の電源と電源盤の状況（詳細）」のとおり訂正する。

(4) (1) ウ(エ) b 「第2段落（「全電源喪失」以下）について」に関する主張（国答弁書11頁）について

ア 5号機の高圧電源盤（M/C）が被水していることを認める。

イ ただし、全電源喪失に至らなかった5号機及び6号機と全電源喪失となった1号機乃至4号機の決定的な差が「高圧電源盤が生き残ったか」否かにあるとする当方主張は維持する。

本準備書面別紙「福島第一原発の電源と電源盤の状況（詳細）」のとおり、6号機の非常用高圧電源盤（6C、6D、HPCS）は全く被水していない。

そして、福島第一原発では1号機と2号機間、3号機と4号機間、5号機と6号機間でそれぞれが電源を融通することできるようになっていた。

6号機では高圧電源盤のみならず、非常用ディーゼル発電機（6B（空冷））が被水せず生き残ったため、変圧した電気を5号機に融通できた。

よって、5号機及び6号機において高圧電源盤が被水しなかったことが、1号機及び4号機との決定的差となっている。

(5) (2) ア(イ) b 「第2段落（「また」以下）について」に関する主張（国答弁書12頁）について

ア 「非常用復水器（IC）が機能を喪失したことは確認されていない」とする国の主張を否認する。

イ 政府事故調中間報告書（5頁）では、「1号機については、津波到達後

間もなくして全電源を喪失し、フェイルセーフ機能によって、非常用復水器（I C）の隔離弁が全閉又はそれに近い状態になり、I Cは機能不全になったと考えられる。」と明確に報告されている。

4 第5項（国答弁書16頁乃至21頁）

（1）（2）ア「第1段落（「経済産業省」以下）について」に関する主張（国答弁書18頁）について

第2段落記載のとおり「レベル5（事業所外へのリスクの伴う事故）」との記載が誤りであることを認め、訴状39ページ5行目の該当箇所を「レベル5（広範囲な影響を伴う事故）」と訂正する。

（2）（2）イ「第2段落（「保安院は、」以下）について」に関する主張（国答弁書19頁）について

「広島型原発の約168発分」との記載が誤記であることを認め、訴状39頁10行目の該当箇所を「広島型原爆の約168.5発分」と訂正する。

5 第7項（国答弁書21頁乃至32頁）

（1）（2）イ（ア）a（b）「第2段落（「同法において、」以下）について」に関する主張（国答弁書28頁）について

「同法5条」が誤記であることを認め、訴状60ページ5行目の該当箇所を「同法4条」に訂正する。

（2）（2）イ（ア）b（e）「第7段落（「安全委員会は、」以下）について」に関する主張（国答弁書29頁）について

ア 第2段落記載のとおり、耐震指針検討分科会が設置されたのが平成13年7月であることを認め、訴状61頁20行目の「2001年（平成13年）6月耐震指針検討分科会」を「2001年（平成13年）7月耐震指針検討分科会」に訂正する。

イ 3段落記載のとおり、「施設の共用期間中」は誤記であることを認め、

訴状61頁25行目の該当箇所を「施設の供用期間中」に訂正する。

6 第8項（国答弁書32頁乃至42頁）

(1) (2) ア 「「1978年の安全設計審査指針『指針9』」について に関する主張（国答弁書34頁）について

「1978年」が誤記であることを認め、訴状72頁18行目の該当箇所を「1977年」に訂正する。

(2) (2) イ (ア) 「第1段落（「その後、」以下）について」に関する 主張（国答弁書34頁）について

「1992年（平成4年）」の記載が誤記であることを認め、訴状7
2頁26行目の該当箇所を「1990年（平成2年）」に訂正する。

7 第10項（国答弁書42頁乃至48頁）

(1) (1) イ (イ) 「第2段落（「例えば」以下）について」に関する 主張（国答弁書42頁）について

「平成22年3月15日」との記載が誤記であることを認め、訴状9
1ページ12行目の該当箇所を「平成23年3月15日」と訂正する。

(2) (2) エ (ア) b 「第2段落（「しかし」以下）について」に関する 主張（国答弁書45頁）について

「(国会事故調報告書320～321頁)」との記載が誤記であることを認め、訴状97頁16行目の該当箇所を「(国会事故調査報告書302
頁)」と訂正する。

8 第11項（国答弁書48頁乃至50頁）

(1) (1) イ (ア) c 「第3段落（「また、福井地裁」以下）について」 に関する主張（国答弁書49頁）

被告主張の誤記部分を全て認め、訴状102頁の記載を次のように訂正する。

①7行目「かかわる」を「関わる」に訂正

- ②9行目「清心」を「精神」に訂正
- ③12行目「各人の生命を基盤」を「人の生命を基盤」に訂正
- ④13行目「見出すことができない」を「見出すことはできない」に訂正

第2 被告国の求釈明に対する回答

被告国答弁書「第3 求釈明」について、下記の通り主張する。訴状85頁における規制権限の主張と89頁における規制権限の主張との関係性は次の通りである。

1 炉規法33条2項

まず、訴状89頁における規制権限の「認可を取り消すなどの権限」とは具体的には、炉規法33条2項「一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。」のことである。

同項は、4号において、炉規法「第三十七条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。」に、同命令を行使することができるとしている。

2 炉規法37条1項

炉規法33条2項の前提として、炉規法37条1項に違反する状態が必要である。訴状85頁の主張は、本件において、被告国の権限で、被告東電が実質的に炉規法37条1項に違反している状態に置けることが出来た旨を述べているものである。

すなわち、訴状85頁で主張した通り、被告国は、炉規法37条1項の認可権限の裏返しとして、認可を取消す権限も有している。被告国は、その認可を取消す権限を行使して、被告東電が炉規法37条1項の認可を受けていない状態とすることが出来たのである。

3 訴状85頁と89頁の関係

訴状 85 頁は、訴状 87 頁から 89 頁にかけての、「保安規定の不備を放置した責任」の前提となる、規制権限の存在について規定したものである。被告国は「いずれを主張するのか」と釈明を求めているが、炉規法 37 条 1 項（訴状 85 頁）の規制権限を行使したうえで、炉規法 33 条 2 項（訴状 89 頁）の規制権限の行使をすべきであったというのが、原告らの主張である。

以上

福島第一原発の電源と電源盤の状況(詳細)

		福島第一原発																			
		1号機			2号機			3号機			4号機			5号機			6号機				
電源盤	配電盤設置場所	使用可否	電源盤	配電盤設置場所	使用可否	電源盤	配電盤設置場所	使用可否	電源盤	配電盤設置場所	使用可否	電源盤	配電盤設置場所	使用可否	電源盤	配電盤設置場所	使用可否	電源盤	配電盤設置場所	使用可否	
非常用 ディーゼル発電機(D/G)	1A 1号機 T/B 地下1階	x	2A 2号機 T/B 地下1階	x	3A 3号機 T/B 地下1階	x	4A 4号機 T/B 地下1階	x	5A 5号機 T/B 地下1階	x	6A 6号機 R/B 地下1階	x									
	1B 1号機 T/B 地下1階	x	2B (空冷) 共用ブール棟1階	x	3B 3号機 T/B 地下1階	x	4B (空冷) 共用ブール棟1階	x	5B 5号機 T/B 地下1階	x	6B (空冷) ディーゼル発電機建屋1階	○									
高圧電源盤～	非常用																				
		1C 1号機 T/B 1階	x	2C 2号機 T/B 地下1階	x	3C 3号機 T/B 地下1階	x	4C 4号機 T/B 地下1階	x	5C 5号機 T/B 地下1階	x	6C 6号機 R/B 地下2階	○								
		1D 1号機 T/B 1階	x	2D 2号機 T/B 地下1階	x	3D 3号機 T/B 地下1階	x	4D 4号機 T/B 地下1階	x	5D 5号機 T/B 地下1階	x	6D 6号機 R/B 地下1階	○								
	常用																				
		1A 1号機 T/B 1階	x	2A 2号機 T/B 地下1階	x	3A 3号機 T/B 地下1階	x	4A 4号機 T/B 地下1階	x	5A 5号機 T/B 地下1階	x	6A-1 6号機 T/B 地下1階	x								
		1B 1号機 T/B 1階	x	2B 2号機 T/B 地下1階	x	3B 3号機 T/B 地下1階	x	4B 4号機 T/B 地下1階	x	5B 5号機 T/B 地下1階	x	6A-2 6号機 T/B 地下1階	x								
		1S 1号機 T/B 1階	x	2SA M/C 2SA建屋 1階	x	3SA 3号機 T/B 地下1階	x	5SA-1 5SA-2 5SB-1 5SB-2													
低圧電源盤～	常用	1C 1号機 T/B 地下1階	x	2C 2号機 T/B 1階	○	3C 3号機 T/B 地下1階	x	4C 4号機 T/B 1階	-	5C 5号機 T/B 地下1階	x	6C 6号機 R/B 地下2階	○								
		1D 1号機 T/B 地下1階	x	2D 2号機 T/B 1階	○	3D 3号機 T/B 地下1階	x	4D 4号機 T/B 1階	○	5D 5号機 T/B 地下1階	x	6D 6号機 R/B 地下1階	○								
	常用	1A 1号機 T/B 1階	x	2A 2号機 T/B 1階	○	3A 3号機 T/B 地下1階	x	4A 4号機 T/B 1階	-	5A 5号機 T/B 地下1階	x	6A-1 6号機 T/B 地下1階	x								
		1B 1号機 T/B 1階	x	2A-1 2号機 T/B 地下1階	x																
直流電源 (バッテリー)		1A 1号機 T/B 地下1階	x	2A 2号機 C/B 地下1階	x	3A 3号機 T/B 中地下階	○	4A 4号機 C/B 地下1階	x	5A 5号機 T/B 中地下階	○	6A 6号機 T/B 中地下階	○								
外部電源		× 全6回線が自身で喪失																			

..... 機能喪失 [Yellow] 給電元が喪失のため受電不可 [Orange] 電源盤・冷却系が喪失のため起動不可

タービン建屋=T/B

原子炉建屋=R/B

コントロール建屋=C/B

参考資料

原発再稼働 最後の条件 大前研一著 84頁
政府事故調 中間報告書 資料II-4、II-12